

令和5年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
27	中部電力ミライズ(株) (名古屋市東区)	令和6年3月26日から 令和6年5月25日まで (2か月)	当該事業者が、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準第4条第2項及び別表第2の2(1)ウ適用)
26	(株)コタニ (上郡町)	令和6年3月26日から 令和6年8月25日まで (5か月)	当該事業者が、中播磨県民センター長から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)
25	平錦建設(株) (姫路市)	令和6年3月9日から 令和6年6月8日まで (3か月)	当該事業者が、兵庫県企業庁発注の市川工業用水道取水施設改修(場外)工事において、不適切な安全管理措置により、公衆に負傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の5(2)適用)
24	(指名停止解除) 令和5年度No.17 ランドブレイン(株)	令和6年1月27日解除	当該業者の社員が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕された件について、公訴を提訴しない処分がなされたため。 (指名停止基準第3条第5項適用)
23	(資格制限) (株)上田土木 (川西市)	令和6年1月27日から 令和6年7月26日まで (6か月)	当該業者が、兵庫県阪神北県民局宝塚土木事務所発注の(砂)仁部川溪流保全工事(その4)に関し、建設工事請負契約を締結したにもかかわらず、正当な理由がなく契約を履行しなかったことにより契約書の規定に基づき契約を解除されたため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(イ)適用)
22	(株)サトー (東京都港区)	令和6年1月27日から 令和6年6月26日まで (5か月)	当該事業者が、東京都知事から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)
21	(資格制限) (株)コンシェルジュ (姫路市)	令和6年1月13日から 令和6年7月12日まで (6か月)	当該業者が、兵庫県立加古川北高等学校発注の県立加古川北高等学校普通教室棟トイレ改修工事に関し、建設工事請負契約を締結したにもかかわらず、正当な理由がなく契約を履行しなかったことにより契約書の規定に基づき契約を解除されたため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(イ)適用)
20	(株)ほうらい電気 (加古川市)	令和5年12月21日から 令和6年2月20日まで (2か月)	当該事業者の役員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)違反により罰金刑に処されたため。 (指名停止基準別表第2の7(5)イ適用)
19	(株)アサオ (西脇市)	令和5年12月20日から 令和6年5月19日まで (5か月)	当該事業者が、兵庫県北播磨県民局から建設業法第28条第3項の規定に基づき、営業の停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)イ適用)
18	三愛物産(株) (名古屋市東区)	令和5年12月1日から 令和6年5月31日まで (6か月)	当該事業者の社員が、岐阜県山県市が発注した配水ポンプ制御盤の更新工事の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(3)適用)

令和5年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
 (破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
17	ランドブレイン(株) (東京都千代田区)	令和5年11月22日から 令和6年5月21日まで (6か月)	当該事業者の社員が、宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(3)適用)
16	(株)久米設計 (東京都江東区)	令和5年11月22日から 令和6年5月21日まで (6か月)	当該事業者の社員が、宮崎県串間市が発注した消防庁舎新築工事の設計業務の入札を巡り、公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(3)適用)
15	(公財)兵庫県予防医学協会 (神戸市灘区)	令和5年10月31日から 令和6年4月29日まで (6か月)	当該事業者の元理事が、性的姿態撮影処罰法違反罪により起訴されたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)
14	構営技術コンサルタント(株) (高知市)	令和5年10月4日から 令和6年2月3日まで (4か月)	当該事業者を含む13者が、高知県発注の地質調査業務の入札等を巡り、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に基づき、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ適用)
13	(株)松本組 (朝来市)	令和5年10月2日から 令和6年10月1日まで (12か月)	当該業者の社員が、兵庫県道路公社が発注した播但連絡道路の道路維持修繕工事を巡り、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準別表第2の3(2)適用)
12	ヤンマーアグリジヤパン(株) (大阪市北区)	令和5年9月12日から 令和5年10月11日まで (1か月)	当該事業者が、国土交通省近畿地方整備局から建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(3)ウ適用)
11	西武造園(株) (東京都豊島区)	令和5年8月16日から 令和5年11月15日まで (3か月)	当該事業者が、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用)
10	西武建設(株) (埼玉県所沢市)	令和5年8月16日から 令和5年11月15日まで (3か月)	当該事業者が、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用)
9	近畿日本ツーリスト(株) (東京都新宿区)	令和5年7月25日から 令和6年1月24日まで (6か月)	当該事業者の社員が、東大阪市から請け負ったワクチン接種コールセンター業務を巡り詐欺罪により起訴されたため。 (指名停止基準別表第2の8(1)適用)
8	(株)マルカワ建設 (神戸市中央区)	令和5年7月6日から 令和5年9月5日まで (2か月)	当該事業者及び当該事業者の社員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)違反の容疑により起訴されたため。 (指名停止基準別表第2の7(5)イ適用)
7	(資格制限) (株)浦野設計 (名古屋市西区)	令和5年6月29日から 令和5年12月28日まで (6か月)	当該事業者が、兵庫県まちづくり部発注の広域防災センター改修工事に係る実施設計業務に関し、正当な理由がなく、入札し落札決定したにもかかわらず契約締結を拒んだため。 (入札参加資格制限基準(2)カ(ア)適用)

令和5年度建設工事等に係る
資格制限・指名停止措置状況一覧
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格制限・指名停止を除く)

NO	業者名及び所在地	期 間	理 由
6	㈱R・Planning (神戸市中央区)	令和5年6月29日から 令和5年9月28日まで (3か月)	当該事業者が、兵庫県まちづくり部公営住宅整備課発注の県営伊川谷住宅衛生設備工事において、不適切な安全管理措置により、公衆に負傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の5(2)適用)
5	関西電力㈱ (大阪市北区)	令和5年6月15日から 令和5年10月14日まで (4か月)	当該事業者が、中部電力㈱、中国電力㈱、九州電力㈱及び当該事業者の管内における電気の小売り供給を巡り、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条への違反の事実を公表され、また、経済産業省から電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の8(3)適用)
4	山下建設㈱ (高砂市)	令和5年5月24日から 令和5年8月23日まで (3か月)	当該事業者が兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所発注の(都)尾上小野線 道路改良工事(その3)において、不適切な安全管理措置により、公衆に負傷者を生じさせたため。 (指名停止基準別表第1の5(2)適用)
3	中部電力ミライズ(株) ほか1者	令和5年4月21日から 令和5年12月20日まで (8か月)	当該事業者が、中部電力(株)管内、九州電力(株)管内及び関西電力(株)管内における電気の小売り供給を巡り、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)イ適用)
		業 者 名	所 在 地
		中部電力ミライズ(株)	名古屋市東区
		九電みらいエナジー(株)	福岡市中央区
2	アルフレッサ(株) (東京都千代田区)	令和5年4月20日から 令和5年12月19日まで (8か月)	当該事業者が、独立行政法人国立病院機構または独立行政法人労働者健康安全機構が運営する31病院における医薬品の入札等を巡り私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条違反により排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準別表第2の2(1)ウ及び第3条第2項(3)適用)
1	青木あすなろ 建設(株) (東京都千代田区)	令和5年4月20日から 令和5年7月19日まで (3か月)	当該事業者が、岩手県内の土木工事において、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づき営業停止処分を受けたため。 (指名停止基準別表第2の6(2)ウ適用)